

高知憲法速報

No.256 2011. 5. 20

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

18日参議院憲法審査会規程を本会議で議決

5月18日参議院本会議で、参議院憲法審査会規程が委員会審議を省略して賛成多数で議決されました。

鈴木政二参院議運委員長(自民党)が規程案の趣旨説明。構成は45人、国会の開閉会中を問わず開催できること、公開、過半数議決、改憲原案審議は公聴会開催の義務を持つなどとなっています。賛成討論を中曽根弘文(自民党)、秋野弘道(公明党)、江口克彦(みんな)、中山恭子(たちあがれ・改革)、亀井亜紀子(国民新党)反対討論を紙智子(日本共産党)、福島瑞穂(社民党)の各議員が行いました。

賛成討論では、『不作為』『有言不実行』は政治不信のもと。許されない(江口)、「加憲のわが党の主張が取り入れられた」(秋野)、「非常事態への規定が無い現憲法の検討を早く」(亀井)、「日本の伝統と文化、国のあり方の議論から逃げてはならない」(中山)などおよそ、憲法遵守義務を課せられた国会議員とは思えない、改憲派によるこの間の主張の繰り返しでした。

紙議員は、「立法の不作為」論が今度の規程案制定の論理であるが、民主党は手続法にも衆院憲法審査会規程にも反対したのに、今回自ら衆院と同じ内容の規程案を提出した、これでは国民に説明がつかないと指摘。「ねじれ国会」をのりきる思惑で憲法に関わる問題を政権維持の手段にしていることを糾弾しました。政治の役割は国民が求めている9条改憲やそれに道を開く審査会規程制定でなく、憲法25条を生かした被災者の支援と復興であることを強調しました。福島議員も、震災のどさくさにまぎれて、必要のないものを作るべきでないと言いました。押しボタン採決の結果、賛成218、反対11でした。

午後には全労連、自由法曹団、憲法会議、新婦人、全商連、民医連、民青、全学連、農民連の9団体が呼びかけた緊急抗議集会在参院議面で行われました。

【談話】参議院憲法審査会規程議決に抗議し、憲法の原理で大震災復興を進め、改憲反対・9条守れの運動をさらに大きくすることを呼びかけます

憲法会議・平井正事務局長談話

本日参議院本会議で、憲法審査会規程が賛成218、反

対11で議決されました。委員会での審議もせず、いきなり本会議で多数を持って議決を強行したこの暴挙は絶対に許せません。憲法審査会は4年前、改憲原案を審査し提出する機関として規定されました。当時、安倍政権のもとで、慎重審議を求める圧倒的多数の国民の声を無視し、自民党などがめざす9条改憲のスケジュールに沿って、改憲手続法が強行成立させられました。この自民党政治に国民はノーの審判を下しました。その結果、衆議院は規程の制定にとどまり、参議院では規程も作らず、始動させてきませんでした。今回、民主党・菅政権は「ねじれ国会」をのりきるために、自民党の要求を受け入れたともいわれています。憲法にかかわる問題を政権維持の具にすることなど許されません。審査会規程が無いことで、国民の権利が侵害された事実はどこにもなく、規程制定を急ぐ人たちが言う「立法不作為」論は成り立ちません。大体国民は憲法改正を求めています。この間改憲勢力は執拗に改憲の機運を盛り上げようとしてきましたが、国民はそれをきっぱりと拒否し、今日まで、改憲勢力が主眼とする「9条改憲」は、どの調査でも少数です。

改憲手続法は、どんなに低い投票率でも国民投票が有効になると定め、有権者の2割台、1割台の賛成でも改憲案が通る仕組みであり、公務員などの国民投票運動の制限など、不公正・反民主的な欠陥法でもあり、民主党も当時反対しました。参議院での、民主党提案の18項目の付帯決議は、今日まで全く議論されていません。民主党は衆院審査会規程にも反対しました。にもかかわらず民主党は今回、衆議院とほとんど同じ内容の規程案を議運理事会に自ら提案し、本日の本会議では討論もせず賛成しました、国民には理解できないことです。

いま、未曾有の大震災と原発事故のもとで、政治がやらなければならないことは、党利党略によって国民が求めてもいない改憲を推進することではありません。生存権を保障した憲法13条、25条を生かし、憲法の立場で、何よりも人命と生活を最優先にして、被災者を救援し、原子力災害の危険を除去し、生活再建と復興に向けてあらゆる手を尽くし全力をあげることです。

憲法会議は、参院憲法審査会規程議決の強行に重ねて抗議するとともに、憲法審査会の実質的な中身をつくらせず、始動させない世論とたたかいをさらに大きくすることを呼びかけます。そして、改憲反対、9条守れ、憲法を生かそうの声がゆるぎない多数派となるよういっそう奮闘する決意です。